

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）水文調査 3 説明書

本役務の契約締結は、当該業務に係る令和 3 年度予算の執行および債務負担行為が可能となっていることを条件とします。

1 役務の概要

(1) 役務件名 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）水文調査 3（電子入札対象案件）

(2) 役務の目的

本役務は、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）のルート計画にあたり、過年度の水文調査結果や情報収集結果を踏まえて、地下水への影響検討を実施する。

(3) 役務内容

主な作業内容は以下のとおりである。

- ・大阪府内および周辺地域の地下水に関する情報収集
- ・京都北部山岳区間、京都市、大阪府内三次元浸透流解析
- ・地下水検討委員会の運営
- ・今後実施する地下水に関する環境調査の取りまとめ

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

15 箇月間

(5) 本役務は、資料等の提出及び見積等を電子入札システムにより実施する対象役務である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号

（新大阪トラストタワー11 階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

大阪支社 総務部 契約課 契約係

電 話 06-6394-6029 F A X 06-6394-6044

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

(イ) 受付期間 令和 3 年 1 月 6 日（水）から令和 3 年 1 月 21 日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当

役の承諾を前提として行われるものである。

(6) 役務実施上の条件

ア 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(7) 当該業種区分（地質調査）（以下「当該業種区分」という。）における令和元年度の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の作業成績が、平均で 60 点未満でないこと。

(i) 役務の実績

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種役務」について、平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1 件以上の実績を有さなければならない。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完了していない役務も実績又は経験として評価する。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

同種役務：三次元浸透流解析

イ 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(7) 配置予定技術者の資格

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は令和 3 年 1 月 27 日（水）を予定する。

主任技術者	技術士（建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質又は地球物理及び地球化学）、総合技術監理部門（建設-土質及び基礎、応用理学-地質又は地球物理及び地球化学））、RCCM（地質又は土質及び基礎）又はこれと同等の能力と経験を有する者。
照査技術者	主任技術者と同じ。
担当技術者	資格保有を求めない。

注：RCCM（地質又は土質及び基礎）の資格を有する者と同等の能力と経験と

は次のいずれかに該当する者をいう。

- ・配置予定登録部門（地質又は土質及び基礎）に係る業務に関し 30 年以上の実績の経験を有する者
- ・大学又は高等専門学校を卒業した者で配置予定登録部門（地質又は土質及び基礎）に係る業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者

(イ) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者及び照査技術者は、ア(イ)に示される「同種役務」について、平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完了していない役務も実績又は経験として評価する。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

(ウ) 手持ち業務量

主任技術者：本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

なお、手持ち業務とは、以下の業務をいう。

- ① 主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。
- ② 手持ち業務には本役務は含まず、プロポーザル方式の特定後未契約のものを含む。
この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。
- ③ 手持ち業務の契約金額については、当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額とする。
- ④ 複数年度契約の手持ち業務の契約金額については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。
- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、出資比率等で分担金額が確認できない場合は、総契約金額とする。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い公示日時時点で完了していない役務は手持ち業務量とみなさない。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

(注) 配置予定の技術者が参加表明書提出後から本役務の見積り合わせまでの間において、手持ち業務の契約金額又は件数が、上記に抵触することとなった場合は、直ちに申し出ること。

なお、この場合の取扱いは以下のとおりとする。

- a 特定通知受領前である場合は、参加表明書又は技術提案書を取り下げる
- こと。
- b 特定通知受領後から見積書提出前である場合は、見積を辞退すること。
- c 見積書提出後である場合は、見積を無効とする。

また、事前に判明していたにもかかわらず、本役務の見積決定後に申し出るなど不適切な対応を行った場合は、見積決定を無効とするとともに指名停止を行うことがある。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ア 報告書 (A 4 判) 3 部
- イ 電子媒体 1 式

(8) その他

参加表明書様式、技術提案書様式及び別冊資料の交付方法は次のとおりである。

- ア 交付期間 令和 3 年 1 月 6 日 (水) から令和 3 年 3 月 5 日 (金) まで。
- イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
アドレス : <https://www.jrftt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、(5)ア(ア)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

2 担当支社等

- 1 (5)ア(ア)に同じ。

3 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添-1 (様式-1~7、A 4 判) に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

電子入札システムにより参加表明書及び資料を提出する場合は、当機構ホームページよりダウンロードしたファイルにより作成するものとし、複数の申請書類は、1 つのファイルにまとめ、ファイル容量は 10MB 以内で作成すること。

契約書などの印がついているものはスキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成 22 年度以降の役務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種役務」の実績について記載する。 ・記載する役務は平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該実績が当機構発注の役務の実績で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）とする。 ・記載する役務件数は、1 件とする。 ・記載様式は様式-2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における認定の有無について記載する。 なお、認定を受けていることを証明する認定書の写し（認定通知書・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）等）を添付すること。添付がない場合は加点しない。 ・記載様式は様式-3 とする。
配置予定主任技術者及び照査技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の主任技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・同種役務の経験は平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）を対象とし、記載する件数は、主任技術者は最大 2 件、照査技術者は 1 件とする。ただし、主任技術者の役務の経験は照査技術者の役務の経験と同一でないこと。 ・平成 27 年度から令和元年度までに従事した当該業種区分における当機構発注の役務の件名及び作業成績を記載する。 ・手持ち業務は令和 3 年 1 月 6 日現在、当機構以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。

	<p>手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、業務名の先頭に「低」を付して記載するものとする。 ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。 ・手持ち業務の契約金額については、当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額とする。 ・複数年度契約の手持ち業務の契約金額については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、月数については、各月の日数に関係なく履行期間も含まれる月をひと月として算定する。 ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、出資比率等で分担金額が確認できない場合は、総契約金額とする。 ・記載様式は、主任技術者については様式－４を、照査技術者については様式－５を用いることとする。
<p>配置予定主任技術者及び照査技術者の平成 22 年度以降の役務の経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の主任技術者及び照査技術者が過去に従事した「同種役務」の経験について記載する。 ・記載する役務は、平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）とする。 ・記載する役務件数は、主任技術者は最大 2 件、照査技術者は 1 件とする。ただし、主任技術者の役務の経験は照査技術者の役務の経験と同一でないこと。 ・参加表明書の提出者以外が受託した役務経験を記載する場合は、当該役務を受託した企業名等を記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験1件につき1枚以内に記載する。
役務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・役務の分担について記載する。 ・他の企業等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。

(3) 契約書の写し

同種役務の実績及び経験として記載した役務に係る契約書の写し又はテクリス完了時登録内容確認書の写しを提出すること。

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

本プロポーザルへの参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を選定し、電子入札システムにより通知する。

ただし、書面により参加表明書を提出した場合は、書面により通知する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、6(1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、選定されない。

参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）し、提出書類通知書（別添2・様式6）のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役の承諾を得て紙入札に移行した場合は、郵送等により提出すること。なお、提出書類は表紙（別添1 様式1）を1頁とした通し番号を付すこと。

(1) 提出期間

令和3年1月7日（木）から令和2年1月21日（木）までの休日を除く毎日、10時から16時まで（郵送または託送の場合は提出期間内必着。）。)

(2) 提出場所

1(5)ア(ア)に同じ。

(3) 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat 9.0 形式以上で作成したもの) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(4) ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

5 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面（書式自由）を持参又は郵送等（郵送の場合にあつては、書留等に限るものとし、電送又は電子メールによる場合は、着信を確認すること。）により提出することもできる。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。

このような質問があつた場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を原則として無効とする。

ア 提出期間 令和3年1月7日（木）から令和3年2月26日（金）までの休日を除く毎日、8時30分から20時まで（ただし、最終日は16時まで。）。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出場所 1 (5)ア(ア)に同じ。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システム、持参又は郵送により提出された質問について電子入札システムに掲載するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和3年3月2日（火）から令和3年3月8日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 閲覧場所 1 (5)ア(ア)に同じ。

6 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

イ 「平成31・32年度役務競争参加資格確認者」のうち当機構大阪支社において、「地質調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

ウ 当機構理事長又は当機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第 8 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(a) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(i) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト	
参加表明者（企業）の実績及び能力	専門技術力	成果の確実性	平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の実績の内容(当該実績が当機構発注の役務の実績で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。)	同種役務の実績がある。 上記に該当しない場合は選定しない。	5
	その他		ワーク・ライフ・バランス関連認定の取得状況	下記のいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	5

			なお、上記に該当しない場合は加点しない。		
配置予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。※</p> <p>①技術士の資格を有する。</p> <p>②RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>	10
	専門技術力	業務執行技術力	平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の経験の内容(当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)	<p>同種役務の経験がある。</p> <p>ただし、照査技術者の経験と同一件名でないこと。</p> <p>上記に該当しない場合は選定しない。</p>	5
			平成 27 年度から令和元年度までに担当した当該業種区分における当機構発注役務の作業成績	<p>当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価する。</p> <p>なお、500 万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。</p>	5
			当該業種区分従事期間	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該業種区分従事期間が 13 年以上（技術士の資格を有する場合は従事期間が 8 年以上。）</p> <p>② 当該業種区分従事期間が 8 年以上。</p>	10

				なお、上記に該当しない場合は選定しない。	
	専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものを含む。なお、照査技術者としての手持ち業務は除く。)	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は選定しない。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合は、契約金額の合計が2億円以上又は手持ち業務の件数が5件以上の場合は選定しない。	5
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士の資格を有する。 ②RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する者 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	10
	専門技術力	役務執行技術力	平成22年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務(再委託による役務は含まない。)の経験の内容(当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。)	同種役務の経験がある。 ただし、主任技術者の経験と同一件名でないこと。 上記に該当しない場合は選定しない。	5
役務実施体制	役務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。	—

		<ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・役務の分担構成が不明確又は不自然な場合。 	
--	--	--	--

※ 技術者資格で技術士及びRCCMは1(6)イ(ア)に示す資格をいう。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第12条に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(3) 技術提案書の提出者の選定通知

技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システムにより選定通知書をもって通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面により通知する。

(4) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は概ね5者程度選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合にはこの限りでない。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を電子入札システムにより通知する。

ただし、書面により提出した場合は、書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、次に従い、書面(様式は自由)により契約担当役に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)後の16時(持参する場合は、上記期間の休日を除く10時から16時まで。)

イ 提出場所 1(5)ア(ア)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) (2)の回答は、提出期限の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより回答する。

ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

8 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計における役務の具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

なお、申請者名は、指定された箇所以外は記載しないこと。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添-2（様式-1～5）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

電子入札システムにより技術提案書及び資料を提出する場合は、当機構のホームページよりダウンロードしたファイルにより作成するものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は10MB以内で作成すること。

契約書などの印がついているものはスキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
役務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の主任技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。・担当技術者は、1(3)の役務について代表技術者を1名記載する。・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。・他の企業等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。・記載様式は様式-2とする。
配置予定担当技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の担当技術者について、経歴等を記載する。・同種役務の経験は平成22年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）を対象とし、記載する件数は、1件とする。・平成27年度から令和元年度までに従事した当該業種区分における当機構発注の役務の件名及び作業成績を記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は、様式－3を用いることとし、A4判1枚に記載する。
配置予定担当技術者の平成22年度以降の役務の経験	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者が過去に従事した「同種役務」の経験について記載する。 記載する役務は、平成22年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該経験が当機構発注の役務の経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）とする。 記載する役務数は、1件とする。 技術提案書の提出者以外が受託した役務経験を記載する場合は、当該役務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定担当技術者1名につきA4判1枚に記載する。
役務への取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 役務への取組姿勢を問うために、本役務の特徴等を踏まえた役務実施の着眼点や実施方針を簡潔に記載する。 記載様式は様式－5を用い、1枚以内に記載する。 取組姿勢に関しては、ヒアリングを実施して評価する。
参考見積（概算）	<ul style="list-style-type: none"> 役務への取組姿勢を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積（税込）として提出すること。 参考見積（概算）は、(4)で提示する役務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。

(4) 役務量の目安

本役務の参考役務規模は、8,000万円～11,000万円程度（税込）を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案書の無効

提案書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

ア 資料名：貸与品調書にある資料

イ 閲覧場所：1(5)ア(ア)に同じ。

ウ 閲覧期間：選定通知の日の翌日から技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

9 技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

技術提案書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）し、提出書類通知書（様式6）のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役の承諾を得て紙入札に移行した場合は、郵送等により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

(2) 提出期間

令和3年1月28日（木）から令和3年3月8日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで（郵送または託送の場合は提出期間内必着）。

(3) 提出場所

1(5)ア(ア)に同じ。

(4) 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について

技術提案書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、4(3)の表に示すいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

(5) ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

10 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				判断基準	評価のウェイト
	主任技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容		
配置予定技術者の経験及び能力					下記の順位で評価する。※ ①技術士の資格を有する。 ②RC CM資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	10

			平成 22 年度から本件の参加 表明書の提出日までに完了 し、引渡し済みの役務（再 委託による役務は含まな い。）の経験の内容（当該 経験が当機構発注の役務経 験で作業成績評定点がある 場合は、65 点以上のもの に限る。ただし、当機構の 発注した役務のうち作業成 績評定点の通知を受けてい ない役務においても要件を 満たす場合には役務経験と することができる。）	同種役務の経験がある。 ただし、照査技術者の経験 と同一件名でないこと。 なお、上記に該当しない場 合は特定しない。	5	
		専門技術力	役務執行技術力	平成 22 年度以降の同種役務 の経験件数	複数件数ある場合に評価す る。ただし、照査技術者の 経験と同一件名でないこ と。	5
			平成 27 年度から令和元年度 までに担当した当該業種区 分における当機構発注役務 の作業成績	当機構発注の役務経験があ る場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価 する。 なお、500 万円以上の当機構 発注の役務経験がないた め、作業成績を評価できな い場合には加点しない。	5	
			当該業種区分従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該業種区分従事期間 が 13 年以上（技術士の 資格を有する場合は従 事期間が 8 年以上。） ② 当該業種区分従事期間 が 8 年以上。 なお、上記に該当しない場 合は特定しない。	10	

		専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務の金額及び件数（特定後未契約のものを含む。なお、照査技術者としての手持ち業務は除く。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円以上又は手持ち業務の件数が 10 件以上の場合は特定しない。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合は、契約金額の合計が 2 億円以上又は手持ち業務の件数が 5 件以上の場合は特定しない。	5
担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士の資格を有する。 ②RCCM資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。		10
	専門技術力	役務執行技術力	平成 22 年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の経験の内容（当該経験が当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）	同種役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。		5

	照査技術者			平成27年度から令和元年度までに担当した当該業種区分における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が70点以上のものを優位に評価する。 なお、500万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。	5
		資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※ ①技術士の資格を有する。 ②RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する者 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	10
		専門技術力	役務執行技術力	平成22年度から本件の参加表明書の提出日までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の経験の内容（当該経験が当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）	同種役務の経験がある。 ただし、主任技術者の経験と同一件名でないこと。 上記に該当しない場合は特定しない。	5
	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	経験として挙げた役務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	10	
		取組姿勢	役務への取組意欲	役務への取り組み意欲が旺盛、かつ適切な質問、意欲表明がある場合に優位に評価する。	20	
		コミュニケーション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評	5	

				価する。	
参考 見積	役務コストの妥当性			提示した役務規模と大きく かけ離れているか、又は提 案内容に対して見積が不適 切な場合には特定しない。	数値化 しない

※ 技術者資格で技術士及びRCCMは1(6)イ(ア)に示す資格をいう。

- (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。
ただし、書面により提出した場合は、書面により通知する。

11 ヒアリング

ア 実施期間：令和3年3月9日（火）から令和3年3月11日（木）まで

イ ヒアリングの実施場所及び時間は、協議のうえ決定する。

ウ 出席者：主任技術者

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、協議のうえ電話やWEBによる
テレビ会議システムを使用しヒアリングを実施するか、又はヒアリングを省略する
ことがある。

- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

ア 主任技術者の経歴について

イ 主任技術者の役務経験について

ウ 取組姿勢（役務の着眼点、実施方針）について

- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

12 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、そ
の理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。

ただし、書面により提出した場合は、書面により通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、次に従い契約担当役に対して非特定理由について説明を求
めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）後の
16時。

イ 提出場所 1(5)ア(ア)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、書面（様式は自由）
を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送によるも
のは受け付けない。

- (3) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に
説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。

13 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

14 支払条件 完成払。

15 苦情申し立てに関する事項

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

16 関連情報を入手するための照会窓口

1 (5)ア(7)に同じ。

17 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は、契約金額4億円かつ手持ち件数10件（公示日現在の本案件を除く手持ち業務に当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は契約金額2億円かつ手持ち件数5件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

(1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）

(2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者

(3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い公示日時時点で完了していない役務は手持ち業務量とみなさない。この場合は、履行期間の延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

18 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 6 (1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 6 (2)の役務の実績及び配置予定技術者の役務の経験については、我が国及びWTO

政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する企業等にあつては、我が国における役務の実績及び役務の経験をもって判断するものとする。

(4) 本役務を受注したコンサルタント及び、本役務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本役務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(6) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(8) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 技術提案書は、電子入札システムにより提出された場合は返却しない。

ただし、技術提案書を郵送等により提出し特定されなかった場合は、返却する。

なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(10) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約担当役の了解を得なければならない。

(11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した示方書（仕様書）の作成のために、役務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(12) 技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(13) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼動している。

また、稼動時間内でシステムを止むを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、当機構のホームページで公開する。

当機構のホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(14) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構のホームページで公開している。

(15) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話 0570-007-522（ナビダイヤル）

※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。ただし、技術提案書等の提出期限又は見積書提出の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構大阪支社総務部契約課へ連絡すること。

電話 06-6394-6029

(16) プロポーザル参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の手続きに参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

- ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- イ 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ウ 選定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- エ 非選定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- オ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- カ 技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- キ 特定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ク 非特定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ケ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- コ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- シ 見積書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ス 見積書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- セ 見積締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ソ 見積依頼通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- タ 見積依頼通知書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- チ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ツ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- テ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(17) 1回目の見積が不調となった場合、再見積に移行する。

再見積の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から30分後には契約担当役から見積依頼通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

19 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）